

議案第182号

さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例

さいたま市清掃センター条例（平成13年さいたま市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市西部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市桜環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市見沼環境センター</td><td>さいたま市見沼区大字膝子626番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		さいたま市西部環境センター	[略]	さいたま市桜環境センター	[略]	さいたま市見沼環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市西部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市東部環境センター</td><td>さいたま市見沼区大字膝子626番地1</td></tr><tr><td>さいたま市桜環境センター</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		さいたま市西部環境センター	[略]	さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1	さいたま市桜環境センター	[略]
名称	位置																				
[略]																					
さいたま市西部環境センター	[略]																				
さいたま市桜環境センター	[略]																				
さいたま市見沼環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1																				
名称	位置																				
[略]																					
さいたま市西部環境センター	[略]																				
さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1																				
さいたま市桜環境センター	[略]																				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。